

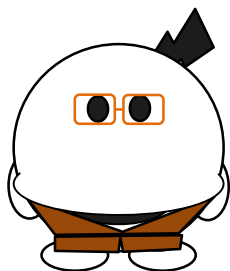
③ 情報公開手続は万全ですか

1 情報公開はなぜ必要なの？

情報公開は、国民に開かれた行政の実現を図るために必要です。
そのため、法律で以下の事項が定められています。

- 国民主権の観点から行政機関が保有する行政文書についての開示請求権等
- 法律に規定された不開示情報を除いた行政文書の開示義務

2 心掛けるポイントは？



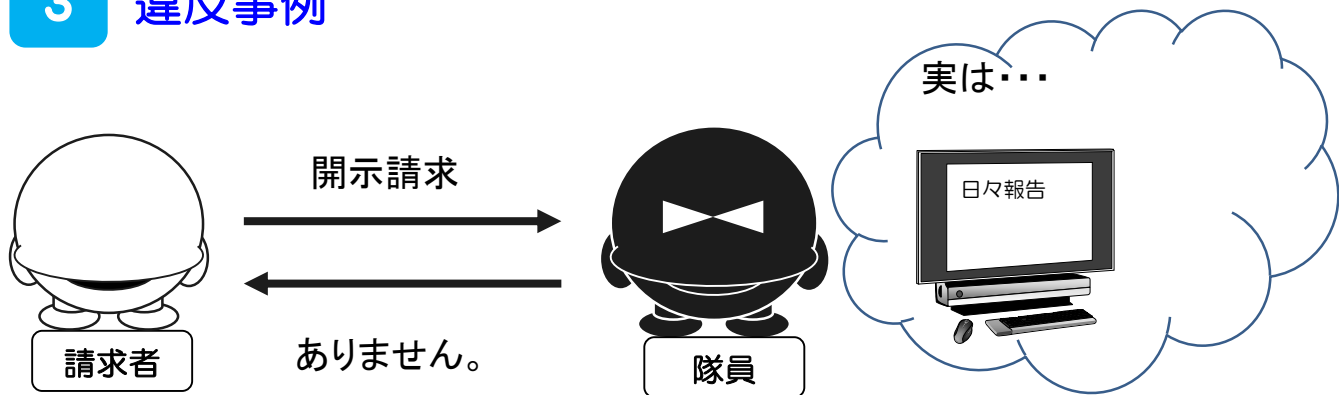
開示請求があったときは、行政文書の開示は義務だよ。
ただし、法律に規定された不開示情報を除くよ。

【不開示情報とは】

- ① 個人に関する情報
- ② 法人等に関する情報
- ③ 国の安全等に関する情報
- ④ 公共の安全等に関する情報
- ⑤ 審議、検討等に関する情報
- ⑥ 事務又は事業に関する情報

③ 情報公開手続は万全ですか

3 違反事例



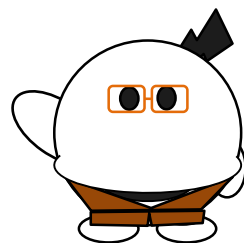
国際平和協力部隊の日報を求める開示請求に対し、幹部自衛官が日報の存在を認識しつつ、該当文書から外れることが望ましいとの意図をもって部下を指導し、その結果、日報の開示を行わなかった。【停職等】

これって
まずいよね



この事例においては、以下の事項が問題だよ。

- 開示請求に係る行政文書が存在していたにもかかわらず、これを隠匿



【その他の違反事例】

開示請求を受けたアンケートを保存していたにもかかわらず、不存在につき不開示とした 【停職等】